

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

ページ

一

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十九号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年五月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成六年宮選管告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式その一中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第五号様式その一中「7円51銭」を「7円73銭」及び「375,500円」を「386,500円」及び「5円2銭」

を「5円18銭」に改め、同様式その二中「310,500円」を「316,250円」及び「525円6銭」を「541円31銭」及び「262,530円」を「270,655円」及び「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

第六号様式その一別紙その二中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その二中「7円51銭」

を「7円73銭」及び「375,500円」を「386,500円」及び「5円2銭」を「5円18銭」に改め、同様式その

三中「310,500円」を「316,250円」及び「525円6銭」を「541円31銭」及び「262,530円」を「270,655円」

及び「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

附 則

この告示は、令和四年五月十二日から施行する。